



「(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」案の概要

● **本条例案の名称は、条例の内容や趣旨がわかり、親しみやすくやわらかい名称としました。「はぐくむ」**には、自治と協働を、愛情をもってみんなで大事に守り育てていきたいという想いを込めました。

また、条例制定の背景とその必要性、趣旨を明確にするため、前文を置いており、今後の目指すまちの姿やまちへの想いを共有し、同じ意識を持ってまちづくりを進めることができると思っています。

第1章 総則

● 目的(第1条)

まちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出することを記載しています。

● 定義(第2条)

まちづくりを進める上で意味を共有しておきたい用語、①私たち、②市民、③市(市議会・市長等)、④市長等、⑤まちづくり、⑥参画、⑦協働について、記載しています。「私たち」とは、市民と市のことをいいます。「自分たちのまちは自分たちでつくる」という自治の主体を表現するために、「私たち」という主語を、条文全体を通して用いました。

● 基本理念(第3条)

住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めることを基本理念としています。基本理念を記述することで、目指すまちの姿、それに向けてのまちづくりの進め方を明らかにしています。

● 基本原則(第4条)

基本理念にあるまちづくりを推進するため、①情報共有、②市民参画、③協働のまちづくり、④相互の尊重の4つの基本原則を記載しています。

第2章 市民

● 市民の役割(第5条)

協働のまちづくりを進めるため、主体的にまちづくりに参画するなど、市民が果たす役割を記載しています。

第3章 市議会

● 市議会の役割(第6条)

協働のまちづくりを進めるため、市議会が果たす役割を記載しています。具体的な内容は橋本市議会基本条例によることとしています。

第4章 市長等及び職員

● 市長等の役割(第7条)

協働のまちづくりを進めるため、市長および執行機関が果たす役割を記載しています。

● 職員の役割(第8条)

協働のまちづくりを進めるため、市の職員が果たす役割を記載しています。

第5章 地域づくり

● 地域主体のまちづくり(第9条)

地域主体のまちづくりに向けて、市民と市がすべきことを記載しています。

● 地域運営組織(第10条)

市民による自主的なまちづくりを行うため、地域運営組織を設立できることを盛り込みました。なお、地域運営組織については別に十分な議論が必要と考え、基本的な部分のみを記載しています。

● 民間非営利組織(第11条)

協働のまちづくりに、各分野において全市民的に活動するNPOやボランティアなどの民間非営利組織や個人も重要な役割を担うと考え、記載しています。

第6章 市政運営

● 総合計画(第12条)

市民と市でこの条例を尊重し、誠実に遵守していくことを記載しています。

● 財政運営(第13条)

計画的な行政運営、健全な財政運営を図る上で基本的な事項を記載しています。

● 行政評価(第14条)

第7章 条例の位置づけ

● 条例の位置づけ(第15条)

市民と市でこの条例を検証・見直しすることを記載しています。

第8章 条例の検証及び見直し

● はぐくむ条例(第16条)

この条例を育んでいくために、委員会を設置することを記載しています。

● はぐくむ委員会(第17条)

条例案の詳細については、ホームページに掲載しています。ぜひ、ご覧ください。



3つのこだわり

市民と市が力を合わせて元気なまちをつくるようと策定に取り組んだ「(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」案には、こだわりが多く詰まっています。

● 自分たちのまちを良くしたい気持ちの後押し

市民一人ひとりが、まちのことを「自分ごと」と捉え、主体的に考え、お互いに協力し、補完し合いながら、みんなで協働してまちづくりや自治を行いたいと考えています。

さらに、市民の皆さんの活動や取り組みを縛るものではなく、積極的かつ能動的に活動してほしい、加えてその活動を後押しするような条例にしたと考え、条例案では、責務や義務ではなく「役割」という表現を用いるなどの工夫をしました。

● 条文はあえて親しみやすい「です・ます調」に

条例という、硬い表現が多くて理解しづらいイメージがありますが、この条例は、皆さんに読んでもらい、理解してもらってはじめて意味のあるものになると考えたため、読みやすく、理解しやすいようにするとともに、親しみやすいようにと考え、あえて「です・ます調」の表記にしました。

● 作ってから条例をはぐくむことを大切に!

条例を策定するだけではなく、将来にわたって、市民の皆さんと市でこの条例を育んでいきたいと考え、「はぐくむ」という言葉に、橋本市における自治と協働、まちづくりについて、愛情をもってみんなで大事に守って育てていきたいという想いを込めました。



今後の取組み

この条例は、市民の皆さんと市の協働で作ることが大切だと考えています。

「住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら、安心安全な生活をおくれるまちづくり」の実現を目指して、パブリックコメントなどを通して皆さんからいただいた意見を参考にしながら、市民と市の協働で条例制定に向けて取り組んでいきますので、参画していただきますようお願いいたします。

「(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」案へ「あなたの意見」をお聞かせください

市民と市が力を合わせて元気なまちをつかっていくために、橋本市自治基本条例策定委員会からの答申をもとに、「(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」案を作成しましたので、市民の皆さんの意見を募集するパブリックコメントを実施します。



【政策企画室】

- **応募・閲覧期間**
平成30年6月11日(月)～7月2日(月)
- **閲覧場所**
政策企画室 午前8時30分～午後5時(平日のみ)
中央公民館および各地区公民館、文化センター
午前9時～午後5時(休館日を除く)
図書館 午前9時～午後6時(休館日を除く)
※市ホームページでも閲覧できます。
- **提出方法**(提出された応募書類は返却しません)
任意様式に住所および氏名を記入の上、政策企画室へ持参または郵送、ファクス、Eメールで提出してください(7月2日(月)必着)。
※持参の場合は、平日午前8時30分～午後5時まで

- **意見の取扱いと結果の公表**
提出された意見の概要、およびこれに対する市の考え方を市ホームページなどで公表します。
なお、提出された意見に対する個別の回答はしません。
- **提出先・問い合わせ**
〒648-8585 (住所記入不要)
橋本市 総合政策部 政策企画室
☎33-1576 ファクス33-1665
Eメール
kikakhsy@city.hashimoto.lg.jp

条例案の詳細について

条例案の詳細については、ホームページに掲載しています。ぜひ、ご覧ください。